

## 情報ひろば Infomation box

### お知らせ

人工透析治療のため通院を  
されている方の交通費の一部を  
助成します **HP**

- 対象 / 次のすべてに該当される方
- ①市内在住のじん臓機能障害による身体障害者手帳の所持者で、人工透析療法を受けている方
  - ②人工透析療法を受けるため、自家用車または公共交通機関（タクシーを含む）を利用し通院している方
  - ③本人が市民税非課税の方
  - ④生活保護法による医療扶助の移送費またはその他の法令などにより通院交通費の給付を受けていない方
- 助成額 / 距離等に応じて月額500円～5,000円以内（今回の申請は3月～8月分です。）
- 必要書類 / 人工透析治療通院費助成金交付申請書兼請求書、通院証明書（新規申請者のみ）
- 申請期間 / 9月1日（月）～30日（火）
- ☎生活支援課（春日庁舎内）  
☎74 - 0222

### ごみを出される際には 次の点にご注意ください

- ◆正しい分別・出し方にご協力ください
- 正しい分別ができていなければ、収集や処理に支障をきたしますので、ごみの種類に応じた指定容器で適正に出してください。
- ◆収集日の朝8時30分までに、決められた場所に出してください
- ごみステーションは、自治会やアパートの管理人など、使用者で管理いただいています。お住まいの地域のルールに従い、決められたごみステーションに正しく出してください。決められたごみステーション以外にごみを出すことはできません。
- 詳しくは「平成26年度丹波市ごみ分別・収集カレンダー」をご覧ください。ごみ出しのルールを正しく守りましょう。
- ☎環境整備課（氷上庁舎内）  
☎82 - 1292



丹波市消費生活センターに  
専用直通ダイヤルが  
設置されました！  
専用☎82 - 0996



丹波市消費生活センターに新しく直通電話を設置しました。これにより、プライバシーも保護され、安心して相談できる体制を整えました。

消費生活にご相談があるときは、お気軽にお電話ください。なお、水曜日および土・日・祝日はお休みですので、ご注意ください。

☎丹波市消費生活センター（氷上庁舎内）☎82 - 0996

### 高谷川に設置した水防柵の 撤去について

高谷川流域の床上浸水対策として進めてきました背割堤が、昨年完成しました。

これにより、背割堤が完成するまで暫定で高谷川に設置してました水防柵の撤去に着手しますのでお知らせします。

☎県丹波県民局丹波土木事務所河川課☎73 - 3845

### 検定満期の水道メーター 更新取替のお知らせ **HP**

水道部では、計量法に基づく水道メーターの更新取替を行っています。市の委託を受けた業者がお客様の宅地内に入り取替作業をさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

■実施期間 / 平成26年8月下旬～平成27年3月中旬まで

・取替の対象となっているお客様には、別途委託業者よりお知らせします

・更新取替の費用は無料ですので、業者から費用等を請求することはありません

・取替作業は約30分程度です。取替作業中は一時断水します

・お留守の場合でも、取替作業をさせていただきます

・作業員は作業員証を携帯しますので、必要であれば提示をお求めください

☎水道部工務課（柏原支所内）  
☎72 - 0605

### 9月10日は「下水道の日」です

「下水道の日」は、昭和36年に、下水道の全国的な普及を目的に「全国下水道普及促進デー」として定められたことからはじまりました。

市では、昭和46年に、氷上中央浄化センターの供用を開始して以降、下水道の整備を進めてきました。現在では、処理場が35施設、下水道管の延長が約690km（丹波→東京間の距離）にもなります。

下水道は快適な生活や自然環境を守る重要な社会資本です。下水道の日をきっかけに、いま一度、家庭内での正しい使い方を再認識していただき、マナーを守って上手に下水道を使いましょう。

・台所で油や生ごみなどを流さないでください

・トイレに水に溶けない紙（ティッシュペーパー、おむつなど）は流さないでください。

☎下水道課（春日庁舎内）  
☎74 - 0224

### 地域主導型再生可能エネルギー 導入促進事業募集（貸付事業）

再生可能エネルギー発電設備を導入する自治会・NPO法人等の団体に資金を貸付する事業です。

■対象団体 / 認可地縁団体（法人格を持つ自治会）、NPO法人等

■資金貸付 / 上限:1,000万円、期間:20年以内、利息:無利子

■募集期間 / 9月30日（火）まで

☎兵庫県温暖化対策課  
☎078 - 362 - 3273

### 相 談

#### 隣保館相談

人権、生活、健康など各種相談（予約不要、相談無料）

■相談日 / 平日午前9時～午後5時

■ところ / 氷上文化センター、七日市会館

■電話、出張相談も実施中

○電話相談 / 氷上文化センター

○出張相談 / 9月9日（火）山南住民センター※午後1時30分～4時

☎氷上文化センター☎82 - 1064



### ねんきん 年金広場

#### ご存知ですか？国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金（65歳から受ける年金）は、保険料を20歳から60歳になるまでの40年間納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

保険料の納め忘れなどにより、納付済期間が40年に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます（すでに老齢基礎年金を受給中の方を除く）。

なお、老齢基礎年金を受けるためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要です。しかし、この要件を満たさない場合は、70歳になるまで任意加入することができます（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます）。また、海外に在住する

日本国籍をもつ方も国民年金に任意加入することができます。

詳しくは、西宮年金事務所または市役所市民課、各支所の市民福祉係、国保・医療課にお問い合わせください。

#### ●次回の出張年金相談（完全予約制）

相談日：9月19日（金）

ところ：氷上保健センター

予約期間：9月12日（金）まで

予約先：西宮年金事務所 ☎0798 - 33 - 2944

※自動音声流れますので、2を押して「年金事務所職員にご用の方」を選択してください。

☎国保・医療課（氷上保健センター内）  
☎82 - 6690



